

請求の範囲

- [請求項1] ジメチルスルフィド及びデキストリンを含有する固形組成物であって、
該組成物におけるジメチルスルフィドの含有量が組成物 1 g あたり $2.1 \mu\text{g}$ ($2.1 \mu\text{g/g}$) 以上であり、
分子量 50,000 以上のデキストリンを含む、前記組成物。
- [請求項2] 該組成物の分子量分布において分子量 50,000 以上のデキストリンの割合が 5～35% である、請求項 1 に記載の組成物。
- [請求項3] 該組成物の分子量分布において分子量 50,000～200,000 のデキストリンの割合が 2～30% である、請求項 1 又は 2 に記載の組成物。
- [請求項4] 該組成物の分子量分布において分子量 200,000～350,000 のデキストリンの割合が 0.3～6% である、請求項 1～3 のいずれか 1 項に記載の組成物。
- [請求項5] 該組成物の分子量分布において分子量 250,000 以上のデキストリンの割合が 0.9～10% である、請求項 1～4 のいずれか 1 項に記載の組成物。
- [請求項6] 該組成物の分子量分布において分子量 350,000 以上のデキストリンの割合が 0.2～4% である、請求項 1～5 のいずれか 1 項に記載の組成物。
- [請求項7] 2 種類以上のデキストリンを含有する、請求項 1～6 のいずれか 1 項に記載の組成物。
- [請求項8] 直鎖状デキストリン及び環状デキストリンを含む、請求項 1～7 のいずれか 1 項に記載の組成物。
- [請求項9] β -イオノン、 α -イオノン、 β -シクロシトラール、(z)-3-ヘキセノール、1-ペンテン-3-オール、ヘキサナール及びネオリドールからなる群より選択される一以上の芳香成分をさらに含有する、請求項 1～8 のいずれか 1 項に記載の組成物。

- [請求項10] 組成物が粉末組成物である、請求項1～9のいずれか1項に記載の組成物。
- [請求項11] 茶葉抽出物を含有する、請求項1～10のいずれか1項に記載の組成物。
- [請求項12] 茶葉抽出物が、煎茶の茶葉抽出物である、請求項11に記載の組成物。
- [請求項13] 請求項1～12のいずれか1項に記載の組成物を含有する、飲食品。
- [請求項14] 飲料である、請求項13に記載の飲食品。
- [請求項15] 茶飲料である、請求項14に記載の飲食品。
- [請求項16] ジメチルスルフィド及びデキストリンを含有する飲食品であって、該飲食品におけるジメチルスルフィドの含有量が固形分濃度（Brix）1.0%あたり、20.3ppb（w/w）以上であり、分子量50,000以上のデキストリンを含む、前記飲食品。